4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について 条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公 法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市 長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和2年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R2. 11. 20	職員の給与に関する条例	月例給 0.24%引下げ	妥当
(11月定例会)	等の一部改正	特別給 0.05 月分引下げ	
		(支給月数 4.45 月へ)	
R3. 2.18 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の 報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例等の一 部改正	経過措置終了に伴う給料表の 改定、住居手当や旅費支給規 定の改正等	異議なし